第8波の感染拡大を早期に抑制するための緊急提言

新型コロナウイルス感染症については、全国的に感染が拡大しており、感染のピークが見えない中、新たな変異株への置き換わりや年末年始に向けて、普段会わない人との接触機会の増加、季節性インフルエンザとの同時流行等により、更なる感染拡大も想定され、これまで以上に保健・医療提供体制のひっ迫が懸念される。このため、ウィズコロナに向けて、今般の感染拡大を早期に抑制し、社会経済活動の維持・再生を図っていく必要がある。

全国知事会は、国民の生命と健康を守るため、引き続き、国、市区町村、関係団体と一体となって感染拡大防止に全力で取り組むとともに、社会経済活動との両立を実現する社会づくりを推進していく決意である。政府におかれては、以下を始めとする地方の意見を反映しながら、感染拡大防止に総力を挙げて取り組むとともに、保健・医療の現場の実情に沿った真に実効性のある感染症対策を強力に進めていただくよう強く求める。

1. 感染拡大防止等について

(1) 新たな変異株の知見の分析と対応方針の早期提示

国内においては、引き続き BA.5 系統による感染が主流であるが、海外や国内一部地域においては、より免疫逃機能があるとされている BQ.1 系統、XBB 系統等、オミクロン株の亜系統による感染事例が報告されている。これらの亜系統のオミクロン株の感染力や重症化リスク等の特性について、諸外国の状況や知見を収集・分析するとともに、国内においても BA.5 から置き換わりが生じることを前提に全般的な対応方針を早期に検討すること。併せて、得られた知見や対応方針については、地方や専門家とともに、ワンボイスで分かりやすく国民に伝えること。

特に12月21日に厚生労働省が示したように、季節性インフルエンザと比較して重症化率も死亡率も低いのであれば、その実態に応じた住民、都道府県、市区町村、医療機関、各施設のとるべき行動を具体的かつ速やかに示すこと。その際、現在の感染拡大は、重症化率は高くないものの、他の変異株に比較して感染力が強いと見込まれることから、病床確保を効果的に行うための自宅療養や高齢者施設内療養の促進及びそのための環境整備に強力に取り組むこと。

(2) ウィズコロナに向けた新たな段階への移行

新型コロナウイルス感染症の重症化率や感染動向、新たな変異株の発生など、 状況が刻々と変化する中、感染拡大防止に全力で取り組みながら、社会経済活動との両立を実現するためには、現在の対応を早急に一般医療の対応に近づけ、 全ての医療機関で新型コロナウイルス感染症対応を行う枠組みを構築する必要 がある。ただし、このような移行に際しては、検査・診療・療養等の体制が円 滑かつ適切に維持されるよう、十分な周知期間と当事者間の理解が不可欠である。

改正感染症法附則に基づく新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置付けの在り方の検討については、新たな変異株も含め、ウイルスの特性を明らかにすることに加え、国内の抗体保有状況や医療提供体制への影響を踏まえて早急に進めるとともに、検討結果と併せて、新型コロナウイルス感染症からの出口戦略とそのロードマップを示すこと。

また、位置付けを見直す際には、感染状況を踏まえながら、国民の不安や医療現場等の混乱を招かないようスケジュールを設定した上で、必要なサービスの提供と適切な投薬環境や国負担による無料検査体制の確保、医療・予防接種に係る公費負担の在り方等について、地方と十分協議しながら、迅速かつ丁寧に検討を進めるとともに、必要な医療提供体制を確保できるよう適切な対策を講じること。

さらに、位置付けの見直しにあたっては、マスク着用やアクリル板の設置、 飲食店における第三者認証制度の取扱いなど、今後の感染防止対策について、 住民・事業者が混乱しないよう、エビデンスに基づき分かりやすく事前に周知 すること。

なお、業種別ガイドラインについては業界団体の意向も踏まえ、その取扱い について検討すること。

(3) 実効性の高い感染拡大防止措置

基本的対処方針に位置付けられたオミクロン株対応の新レベル分類や「医療ひっ迫防止対策強化宣言」、「医療非常事態宣言」等の新たな枠組みにより、都道府県が主体となって行う住民や事業者に対する要請や呼びかけについては、現在の全国的な感染拡大を踏まえ、国民に対し、国が必要な呼びかけを全国一律で行った上で、都道府県が地域の実情に即した内容を上乗せ等して呼びかけることが重要かつ効果的であることから、国としての情報発信を速やかに強化すること。

また、医療機関、高齢者施設、学校・保育所等の施設の特性に応じたクラス

ター対策等、地域の実情に即した感染対策を継続的に実施しつつ、新たな枠組みに基づく感染拡大防止措置を現場が円滑に躊躇なく講じることができるよう、必要となる財政負担については国が責任を持って支援するほか、現在の感染状況に応じて対策の強化に取り組んでいる都道府県に対しても、財政支援を含めた支援を強化すること。

併せて、特に感染が広がりやすい職場や学校・保育所等においては、地域の 感染状況や社会経済状況に応じ、新たな枠組みの中で、効果的な感染防止対策 を図ることができるよう、柔軟に対応できる制度設計とすること。

また、レベル3への引き上げや医療ひっ迫防止対策強化宣言を発出する際の 国への協議については、感染状況や地域の実情に応じて、都道府県が機動的に 対応できるよう、柔軟な取扱いとすること。

さらに、改めて示すこととされている「医療非常事態宣言」における帰省・旅行の自粛要請を含む対策の具体的な内容やレベル4段階での対応について、早期に明らかにするほか、レベル判断に関する指標や事象の具体的な運用方法等をガイドラインとして示すとともに、今後、新たな変異株への対応等により、緊急事態措置やまん延防止等重点措置を検討する際には、あらかじめ地方と協議を行うこと。

(4)季節性インフルエンザとの同時流行対策

日本では過去2シーズン季節性インフルエンザが流行しておらず、インフルエンザワクチン未接種者等、免疫を持たない方が増えているとみられる中、今冬は新型コロナウイルスとの同時流行の可能性が極めて高いとの分析が示されており、更なる医療ひっ迫につながる恐れがある。同時流行を想定した医療提供体制や検査体制の在り方については、地域の実情に応じた柔軟な対応を認めるほか、政府による自己検査のための抗原定性検査キットや解熱鎮痛薬・鎮咳薬等の十分な確保・供給、発熱外来・小児外来の更なる確保のための支援、国民に対する分かりやすい広報等を行うとともに、現場を預かる地方とよく協議した上で、制度の円滑な運用に向けた体制整備を進めること。

また、10月17日付け事務連絡「季節性インフルエンザとの同時流行を想定した新型コロナウイルス感染症に対応する外来医療体制等の整備について」で示された「電話診療・オンライン診療の体制を大幅に強化する取組」を始め、医療提供体制や検査体制の整備等に当たっては、都道府県が実施する事業への補助や診療報酬の見直しなど国において必要な財源措置を行うこと。

さらに、オミクロン株対応ワクチンの早期接種の勧奨と併せてインフルエン ザワクチンの接種を勧奨するとともに、接種を促進するための自治体の取組の 支援や、新型コロナワクチンとの同時接種の有効性・安全性についての周知、 啓発を行うこと。

加えて、新型コロナウイルス感染症と季節性インフルエンザを同時に検出できる検査キットを十分に確保し、供給できる体制を早期に整えるとともに、季節性インフルエンザ単体の検査キットのOTC 化も早急に検討すること。

なお、季節性インフルエンザの流行時には、流通している抗インフルエンザウイルス薬が不足することがないよう、都道府県が保有する新型インフルエンザ用備蓄薬の活用も含め、十分な供給体制を確保すること。

(5) 基本的な感染対策の再徹底

社会経済活動との両立のためには、行政による行動制限によらない国民や事業者による自主的な予防行動が重要であることから、3密の回避や会話時のマスクの着用、手指消毒、体調管理、換気など基本的な感染対策の再徹底を、これまでに得た様々なエビデンスに基づき、ワクチン接種者を含め、国民に分かりやすい言葉で強く呼び掛けること。特に、気温の低下に伴い、換気が不十分になりやすいことから、定期的な換気を積極的に呼び掛けること。

また、オミクロン株は、従来株より重症化率が低い点が強調されている一方で、感染者数の増加に伴って重症者数も増加することから、重症化や後遺症など感染時のリスク及び医療提供体制がひっ迫している状況を国民に正しく認識してもらえるよう、国として情報発信を継続すること。

さらに、年末年始における旅行等により人と人との接触の機会が増えることから、国と地方、専門家等が協力し、ワンボイスで基本的感染防止対策の再徹底を分かりやすく丁寧に呼び掛けること。その際には、子どもには大人が声をかけるなど、誰から誰へ伝えるかも考えた上で、短いフレーズで発信すること。

加えて、発熱外来を受診せずに自己検査ができるよう各家庭での検査キットの事前購入とともに、感染した場合の対応方法として、あらかじめ解熱鎮痛薬等を常備するなどセルフメディケーションの考え方や、1週間程度の水や日持ちする食糧、日用品等の生活物資の備蓄といったセルフケアについて、国民に対し、広く呼び掛けること。

(6) 検査体制の強化

全ての医療機関において感染症が疑われる発熱患者の外来診療・検査に対応できるよう体制構築を進めるとともに、かかりつけ医が新型コロナウイルス感染症罹患の疑いを理由に検査・診療を拒否することがないよう、国において必要な措置を講ずること。

なお、検査に係る診療報酬については、地方の検査に係るコストに見合った 適切な診療報酬体系に見直すとともに、国が想定する同時流行の際に検査が必 要とされるリスクの高い患者に必ず検査が行われるよう、特に診療報酬を手厚 くすること。

また、都道府県に対して配布される検査キットについては、高齢者施設等への戦略的な検査に活用できるよう今後も継続して配布するとともに、外来医療のひっ迫への対応だけでなく、医療機関における検査キットの供給・流通不足への対応を目的として活用することもできるよう、地域の実情に応じた柔軟な取扱いとすること。

さらに、検査キットの配布は、国からの要請に基づく体制整備の一環として 地方が実施するものであることから、都道府県が検査キットを購入し、検査が 必要な者に配布の上、検査を求める場合も含めて新型コロナウイルス感染症緊 急包括支援交付金の対象とするとともに、購入の事務手続き等を理由として、 検査キットの調達に一定の時間を要する都道府県がある場合は、国が検査キットを確保すること。

加えて、医療ひつ迫防止対策強化地域に対しては、医療非常事態宣言の発出を回避するため、国の備蓄を活用し、市中における検査キットの入手が困難となった場合に、薬局・ドラッグストアへ提供するなど、当該地域への支援を行うこと。

なお、感染者急増時においては、新型インフルエンザ特別措置法第 55 条に基づく特定都道府県知事等による物資の売り渡しを前提として、確実に必要な者に検査キットが配布されるよう、遅滞なく特定都道府県の指定を行うこと。

今後は、国民自らが感染に備えていくことが求められることから、製造販売 事業者への補助などを通じ、生活必需品として国民が検査キットを購入しやす くなるよう、市場価格の引き下げ等を実現するような政策を行うとともに、観 光支援策等の陰性証明について、検査キットによる自己検査結果を用いること ができるように見直すことで、国民の検査キット購入に係る意識の醸成を図る こと。

加えて、自己検査で陽性となり、都道府県の健康フォローアップセンターに 登録した患者が、薬局等で解熱鎮痛薬等の OTC 医薬品を購入する際には、その 費用を公費で負担するように制度改正すること。

また、休日であっても検査キットを速やかに入手できるよう、ドラッグストアなどで薬剤師が不在でも、研修を受けた登録販売者により販売可能とするなどの方策も検討すること。

(7) 無料PCR等検査の拡充

「感染拡大傾向時の一般検査事業」については、地方創生臨時交付金「検査促進枠」により国が全額措置するとともに、旅行やイベント参加、出張などで来訪した他の都道府県在住者も無料検査の対象とするなど、一般検査事業の対象者を拡充すること。

さらに、検査事業者への支援の仕組みを確立し、無料検査を行うことができる調剤薬局を確保することが困難な地域においては、一定の要件の下で医薬品の店舗販売業でも検査を実施できるようにするなど、柔軟な取扱いとすること。

加えて、無料検査事業の延長等により、検査体制の整備等に要する費用が増加し、検査体制を維持することが難しくなることから、不足が見込まれる額については財政的支援を行うこと。

また、全国旅行支援ではワクチン接種歴又は陰性証明書の確認が必要とされているが、国が行う社会経済活動の推進施策において、それらの確認を条件とするのであれば、「ワクチン検査パッケージ・対象者全員検査等定着促進事業」の再開など、国として、全国一律の無料検査を実施すること。

なお、「検査促進枠」の取扱いの変更に当たり、主に特定大型拠点における補助費用上限が引き下げられたが、自治体が直接運営する検査拠点においても影響が生じていることから、特に、不適当な取り扱いを行うことのない自治体実施分は引き下げの対象外とするなど、適正実施する事業者に影響が生じないよう取り扱いを見直すこと。

併せて、高齢者施設等を対象とした PCR 集中検査や検査キット調達の経費については全額国庫負担金の対象とするとともに、通常の介護サービスの提供では想定されないかかり増し費用として施設等が行う自費検査費用をサービス提供体制確保事業費の補助対象に含め、国において必要な財源措置を行うこと。

(8)水際対策

我が国における水際対策の緩和による国際的な往来が本格的に再開されたことから、入国者に求める基本的な感染防止対策の遵守方法や陽性判明時等の緊急時の対応について、入国時に多言語で分かりやすく情報発信及び啓発を行うとともに、外国人受診者の医療費の不払いが発生した場合には、国において補填するなど、国の観光振興策が医療提供体制に影響を及ぼさないような手立てを早急にとること。諸外国のオミクロン株対応ワクチンの接種状況や、抗体保有状況を把握し、幅広い視点から効果的な水際対策を検討・実施すること。

また、再度国内での感染が拡大し、医療ひつ迫が生じた際には、各都道府県が実施する「医療ひつ迫防止対策強化宣言」や「医療非常事態宣言」の状況と

国の観光振興策に齟齬が生じないようにするとともに、都道府県において海外からの旅行者等への対応を行うことは困難であるため、海外からの旅行者等の 感染に対しては、国が主体的に対策を講じること。

なお、地方空港の再開に伴う検疫体制の整備については、地方空港への検疫 官の増員配置や主要空港からの柔軟な応援体制の整備を行うとともに、国際クルーズ船の再開に際しても、検疫の役割などを明確化し、地方に責任を転嫁す ることなく、国の責任において行うこと。

さらに、海外における変異株等の発生状況や特性についての監視・研究体制を強化し、科学的知見の速やかな収集・分析を行い、発生状況等に応じて検疫体制を迅速に強化するとともに、外国人旅行客が新型コロナウイルスに罹患した場合や罹患が疑われる事態における対応の万全な体制を構築するとともに、国において、国民や観光関連事業者に対し、外国人観光客受け入れに関する安全対策等について十分な周知を行うこと。

加えて、検疫所が把握する海外からの入国者の情報のうち、感染拡大防止に 資するものについて、都道府県及び保健所設置区市と適切に情報共有を行うこ と。

なお、在日米軍について、地域の不安を払拭する実効性のある感染防止対策のほか、我が国の措置と整合的な水際対策の徹底や基地内での医療提供体制の確保・充実等について継続的な確認や働き掛けを行うとともに、感染状況等の変化に応じて関係自治体へ迅速かつ適切に情報提供を行うこと。

2. ワクチン接種の円滑な実施について

(1) ワクチン接種の今後の在り方の検討

12月13日に開催された予防接種・ワクチン分科会において、今後の接種の在り方についての検討が開始された。検討に当たっては自治体の準備状況に十分配慮の上、疫学的状況や感染症法上の位置付け、ワクチンの安全性及び有効性の持続期間、諸外国の方針などを踏まえて議論を行うとされており、まだ見通しは立っていない。

接種回数を重ねるにつれて接種率が低下している中、全額国費負担の廃止は 更なる接種控えにつながり、特に高齢者や基礎疾患を有する方等を中心に重症 化する方が増えることが懸念される。

こうした状況を踏まえると、新型コロナワクチンは当面の間、予防接種法第 6条第3項に基づく予防接種に位置付け、全額国費負担で接種を継続する方針 を早急に示すとともに、定期接種化などの長期的な接種方針(自治体への財政 措置を含む)については、費用面の議論だけでなく、行政の関与の在り方や科 学的知見を踏まえ慎重に検討すること。

副反応相談等、令和5年度以降も必要となる業務に係る予算は確実に確保し、 自治体の負担が生じないようにすること。あわせて、それらの業務の財源に令 和4年度第2次補正予算を活用する場合には、自治体の繰越事務の負担が軽減 されるよう国において手続きの簡素化等を図ること。

また、オミクロン株対応ワクチンの感染予防に関する具体的な効果や持続期間が明らかとなっていない。現行の接種を継続する間は接種勧奨に必要となる情報であり、今後の新たな変異株に対するワクチンの有効性などを含め、速やかに提供すること。あわせて、ファイザー社が国に申請した5歳から11歳までの小児に対するオミクロン株対応ワクチンの承認見通しを示すとともに、現在の特例臨時接種に位置付ける場合には保護者や医療機関等が混乱しないよう、施行前に十分な周知期間を設けること。

(2) その他

ワクチン接種が開始され、2年が経過しようとしているが、国として、ワクチン接種の効果や安全性について、国内のデータに基づいた分析と評価を明確にするとともに、国民への丁寧な情報発信を図ること。

ワクチンの副反応を疑う症状への対応について、遷延する症状などにより長く苦しむ方がいることから、診療を行う医療体制を恒久的なものとするよう、国として統一的な相談窓口や専門医療機関を設けるなど、全国どこでも同じ水準の診療を受けられる環境整備を行うこと。また、早期に治療方法等の研究を行い、全国の医療機関及び自治体へ情報提供すること。加えて、接種後死亡事案や治療方法が確立していない重篤な遷延する症状について、調査研究を進め、国民に積極的に情報を提供し、不安解消に努めること。

健康被害救済制度について、審査手続の迅速化及び見舞金の給付等幅広い方策を検討すること。あわせて、審査請求事務の費用についても、自治体に負担が生じないよう、国が全額負担すること。

接種記録については、現行5年間とされている保存期間の延長といった保存 方法等を含め、更なる活用のあり方の検討を進めるとともに、特例臨時接種の 期間終了後も保管に要する経費を国が全額負担すること。

接種券等の電子化について、広く自治体に意見を聞き、早期の実現を目指すとともに、電子化に伴う経費については国が全額負担すること。

余剰となったワクチンの廃棄については、国の接種方針に基づき発生するものであり、対策を検討するとともに、国として説明責任を果たすこと。

3. 保健・医療体制の強化について

(1) 保健所機能の強化

感染拡大の防止には、早期検査、早期治療や積極的疫学調査の徹底など保健所機能を維持することが重要である。急速な感染拡大により、健康観察、入院調整、検体採取など保健所の負担が増加した場合においても保健所が機能不全に陥らずに、地域の実情に応じて必要な保健所機能を維持及び発揮できるよう、国として、保健師をはじめ必要な人員や施設・設備を確保するための財源措置など、保健所機能の強化に対する支援を行うとともに、保健師の積極的な派遣やIHEAT の拡充等による広域的な人材派遣調整、DX の推進、各種報告事務の負担軽減等を通じて、より効率的・効果的に実務を運用できるよう改善を図ること。

また、新型コロナウイルス感染者等情報把握・管理システム(HER-SYS)の安定的な運用や操作方法等の改善(My HER-SYS を含む)、医療機関による入力促進を図るとともに、医療機関の電子カルテシステム等と連動した感染者情報の把握・管理が可能なシステムを構築し、各種報告事務の合理化を促進すること。

さらに、次期感染症サーベイランスシステムへの切替えについては混乱のないように行うこと。

なお、IHEAT による保健所支援については、従事することによる一時的な収入 増加の取扱いが IHEAT の人材確保に影響する場合があることから、ワクチン接 種業務と同様に被扶養者の収入に算定しない特例措置の対象とすること。

(2) 自宅療養者等への対応

重症化率が高くない実態を踏まえつつ、新型コロナウイルス感染症の対応を一般医療の対応に近づけるためには、早期診断・早期治療と自宅における確実な経過観察が重要であることから、外来及びオンラインでの適切な治療と薬の処方など早期治療の方法を示すとともに、都道府県が行う体制整備を積極的に支援すること。また、より多くの医療機関等が自宅療養者等の診療や健康観察などに携われるよう、医師会等に対し、体制の構築に係る協力要請を継続的に行うこと。

さらに、国における「薬局における自宅療養等の患者に対する薬剤交付支援

事業」については、引き続き、薬剤を配送する際の配送料等の支援を実施するとともに、必要な財源措置を確実に講じること。

また、高齢者の療養に関して、疾病や ADL の状況等を踏まえ、地域医療とも 連携した適切な医療・看護が受けられるよう、国として明確な方針を示すとと もに、重症化率が高くない実態を踏まえ、適切な施設内療養を強力に促進する ため、施設内療養を行う施設等において、感染対策の徹底のために追加的な負 担が生じる場合や、一定数を超える施設内療養者がいる場合への財政支援を抜 本的に強化・拡充すること。

(3) 感染者・濃厚接触者の行動制限等

有症状患者は、症状が軽快した場合でも発症から 10 日間 (無症状患者は検体 採取日から7日間) が経過するまでは感染リスクが残存するため、療養解除後 においても高齢者など重症化リスクが高い方との接触には特に注意するよう注 意喚起すること。

また、濃厚接触者の範囲や行動制限の在り方について、ワクチンの最終接種から一定期間内の場合は対象から外すことや、無症状の濃厚接触者には一律の行動制限を求めないことなど、科学的知見に基づき抜本的な見直しを検討するとともに、待機期間の短縮に自己検査を必要とする場合は、国が検査費用を負担すること。

なお、療養者が職場復帰する際に陰性証明等を求める事例が見られるが、本来 不要であることから、国において、経済団体等を通じて強力に周知すること。

(4) 新たな変異株の特徴等に即した医療提供体制の構築等

限られた医療資源をリスクに応じて重点的に活用していく必要があることから、変異株の特徴や感染者の症状等に即した的確な療養方法等について適宜方針を見直すとともに、より多くの医療機関で感染患者への対応が可能となるよう、環境整備や人員配置等の支援を行い、入院・外来の診療体制等を抜本的に強化・再構築すること。

特に、外来診療の強化は、入院医療の負荷を軽減することにもつながることから、診療報酬での支援の継続など、引き続き、発熱外来の強化に取り組むこと。

また、診療所を含め、季節性インフルエンザ等の発熱患者の診察を実施していた医療機関において、新型コロナウイルス感染症の疑い患者に対しても、診療・検査はもとより、初期治療を担うことができるよう、科学的知見を踏まえた持続可能な感染防御策や治療の手引き等を周知徹底するとともに、関係医療

団体に対し、強く協力を要請し、必要な財政的支援を行うこと。

(5) 感染患者の受入れに対する財政支援の強化等

診療・検査医療機関や感染患者の受入れ医療機関の体制確保のため、都道府 県が医療機関に交付する協力金を緊急包括支援交付金の対象とし、都道府県が 一括して取り扱えるようにすること。また、休日や年末年始期間の外来医療体 制を確保するため、診療・検査医療機関に支払う協力金について、緊急包括支 援交付金の充当を認めること。

今後の緊急包括支援交付金等の見直しに際しては、国の方針に基づき実務を 担う都道府県の医療体制の確保に支障を生じさせないためにも、都道府県と事 前協議を行うとともに、十分な調整・移行期間を設けること。

また、空床確保に対する国の支援制度では、専用病床を病棟単位で確保するなど一定の要件を満たす医療機関を「重点医療機関」とし、補助単価について、段階的に引上げがなされた一方で、それ以外の「一般医療機関」は、補助単価が低く抑えられているが、医療機関が経営面を心配することなく、感染者を受け入れられるよう、地域の医療事情に鑑み、こうした単価差を是正するなど、十分な支援を行うこと。

加えて、感染患者の受入れ病床が一部の地域でひっ迫している中、病床を緊急に確保するため、国の直接補助事業である「新型コロナウイルス感染症患者等入院受入医療機関緊急支援事業」の実施について早急に検討すること。

このほか、応急仮設建築物による病棟等については、使用期間終了後の解体撤去には相当の期間を要するため、必ずしも事業期間内に解体撤去が完了するものではないことから、これらの施設の解体撤去について、新年度の予算措置又は予算の繰越を認めるなど、確実な財政支援を行うとともに、早期に方針を示すこと。

併せて、新型コロナウイルス感染症の受入病床から一般病床への原状回復に要する経費や原状回復の際に一般病床を感染症病床に円滑に転用するための施設設備の整備等、新興感染症への対応に必要な取組への財政支援を行うとともに、宿泊療養施設についても、運営終了後の原状回復や宿泊施設としての通常営業の再開に向けた準備には相当の期間を要するため、早期に方針を示し、応急仮設建築物による病棟等と同様、確実な財政支援を行うこと。

また、妊産婦や透析患者などの基礎疾患を持つ濃厚接触者等が、かかりつけの医療機関を受診できるよう、診療前の検査や感染防止に係る設備整備等に対する支援を行うこと。

なお、感染拡大により急増している介護施設等にかかるサービス提供体制確

保事業については、地方消費税の増税分を財源として地方も一部負担している地域医療介護総合確保基金を充てているが、社会保障の充実とは性格を異にする新型コロナウイルス感染症対策に要する経費であるため、医療機関への支援と同様に全額国において負担するとともに、基準単価を超える場合の国に対する個別協議は、申請施設数の増加に伴い、国・自治体双方の審査に時間を要している実態にあることから、補助金早期交付や施設・事業所の協議書作成等の事務負担軽減のため、廃止または大幅に簡素化すること。

併せて、多床室を個室化した高齢者施設においても感染が拡大した事例があることから、当該基金のメニューを拡充し、施設本体に併設する「個室棟の整備」を制度の対象とすること。

加えて、障がい者施設においても施設内療養やサービス提供の継続に向けたインセンティブを確保するため、地域医療介護総合確保基金の制度に準じ、事業者運営や従事者の感染リスク等を踏まえた支援制度を構築するとともに、障害福祉サービス事業所等に対するサービス継続支援事業についても、感染防止対策やサービス提供の継続に向けた根幹となる支援事業であるため、国の責任において所要額を確保し、全額国において負担すること。

また、より多くの医療機関でコロナの入院医療や外来診療に対応できるよう、 ゾーニングや個人用防護具などの標準予防策については、これまでのコロナ対 応の経験を踏まえて改めて整理し、周知を図ること。

(6) 感染患者受入れ医療機関等の安定経営に向けた財政支援

医療機関名等を公表した診療・検査医療機関が新型コロナウイルス感染症の 疑い患者を診療した場合の診療報酬の加算措置については、通年の診療・検査 体制を確保するために必要な診療報酬であり、引き続き、診療報酬の加算措置 を行うこと。

また、令和4年度診療報酬改定において見直された「感染対策向上加算」は、 感染症に係る重点医療機関、協力医療機関のいずれにも該当しない感染患者受 入れ医療機関についても、加算の対象とすること。

特に、小児医療機関については、新型コロナウイルスとインフルエンザの同時流行下において、小児が発熱した際には、地域の発熱外来やかかりつけ医を受診するとされていることから、診療・検査医療機関であるか否かに関わらず、新型コロナウイルス感染症の疑い患者を診察した場合の診療報酬の加算を認めること。

(7) ワクチン・検査キット・治療薬の確保等

感染を抑制し、社会経済活動を維持するためには、ウイルスの変異等による 特性の変化にも対応したワクチンの接種や治療薬の普及が重要となることから、 国産ワクチンや治療薬について、明確な戦略に基づいた重点的な開発支援等を 行うとともに、速やかな製造・販売が可能となるよう、承認手続の迅速化を図 ること。また、ワクチン供給については、卸を介して適時に必要量の配送が受 けられるよう正常化を図り、効率的にワクチン供給が可能な体制とすること。

さらに、新型コロナウイルス抗原定性検査キットについては OTC 化が図られたが、治療薬、その他の医療用物資等についても、国の責任においてサプライチェーンを把握し、戦略的に十分な量を確保した上で、流通の末端まで目詰まりが起きないよう点検・改善等を図り、医療機関・薬局等に備蓄分も含めて適切に配分できるよう安定供給体制を構築すること。

加えて、現行の登録制度の廃止も含め、医療機関が抗インフルエンザ薬と同様に簡便に経口治療薬を処方できる体制を検討すること。

併せて、これまでの知見も踏まえ、治療薬を投与できる対象範囲の拡大を検 討すること。

(8)後遺症の治療法の研究・開発等

新型コロナウイルス感染症の後遺症については、国が責任をもって調査・分析を行い、治療法の研究開発を進め、治療や相談支援等の体制整備を行うとともに、より専門的な見地からの統一的な対応策に関し、都道府県への情報提供や国民への情報発信を行うこと。

また、後遺症外来を実施する医療機関への支援として、診療報酬制度を拡充するとともに、医療提供体制の整備に係る経費について財政的な支援を行うこと。

加えて、重篤な症状により生活に支障が生じている方への経済的な支援制度を創設すること。

(9) 新型コロナウイルス感染症により亡くなられた方及びその疑いがある方の葬 儀、火葬等

新型コロナウイルス感染症により亡くなられた方及びその疑いがある方の葬儀、火葬等について、死の尊厳に基づき適切な運用がされるよう、納体袋の必要性等、最新の知見を踏まえて再検討し、ガイドラインの改訂を行うこと。

4. 感染症対策と社会経済活動の両立に向けた支援について

(1) 事業者・生活困窮者等への支援

新型コロナウイルス感染症の影響に加え、急激な円安の進行やロシアのウクライナ侵略等に伴う物価高騰の影響などにより、全国で幅広い業種の事業者や生活困窮者等がより厳しい状況に立たされていることを踏まえ、消費喚起策や資金繰り支援、雇用維持・確保対策など、国の責任において、実情に十分に配慮した幅広く手厚い、大胆な経済支援・生活支援策を効率的かつ早期に執行すること。

特に、物価高騰は全国的な課題であり、都道府県単位の対応には限界があることから、対策の実施に当たっては、主として国が一元的に行うとともに、一過性の減収補填だけではなく、中長期的なコスト削減や収益構造の改善に寄与し、将来にわたり効果が持続するような支援を行うこと。

とりわけ、国が定める公的価格等により経営を行う医療機関や福祉施設等については、食材費や光熱費の高騰に加え、診療材料費も軒並み値上げの動きがあることにより、大きな影響が生じ、厳しい経営を強いられていることから、患者・利用者等に安心・安全で質の高いサービスや医療の提供、公衆衛生の維持ができるよう、臨時的な公的価格の早急な改定などの全国一律の対策を講じること。また、建築資材の高騰等による着工延期など、社会福祉施設等の計画的な整備に支障を来すことのないよう、サービス提供基盤等の整備に対する支援を行うこと。

また、物価高騰の影響を受ける業種が多岐にわたる中で、国が、地方創生臨時交付金を財源として、特定業種への支援を要請する場合には、その理由を明示すること。

併せて、民間金融機関による実質無利子・無担保融資の返済開始時期が到来する中、中小企業者の厳しい状況を踏まえて創設される借換保証制度について、信用保証協会に対する実質無利子・無担保融資と同様の損失補償を行うこと。また、自治体が独自に行う損失補償や利子及び信用保証料の補助等に対する財政措置を講ずること。

(2) 対策経費の全面的支援と地方創生臨時交付金の充実及び弾力的運用等

地方自治体や医療機関・高齢者施設等における新型コロナウイルス感染症対策に係る経費については、緊急包括支援交付金の対象拡充を含め、国の責任において全面的に支援すること。

地方創生臨時交付金については、今後も各都道府県が感染拡大の防止と地域経

済の回復などに柔軟かつ効果的に対応できるよう、必要に応じて令和4年度予備 費等を活用した地方単独事業分等の追加配分や令和5年度当初予算等での必要な 財源措置を講じるなど早期に予算措置すること。交付金の算定に当たっては、地 域の財政状況によって対策に支障が生じることがないよう、各自治体が地域の実 情に応じた幅広い対策を継続的かつ機動的に講じるために必要とする額を確保す るとともに、基金積立の容認など弾力的かつ機動的な運用を可能とする制度に見 直すこと。

(3) 観光産業への支援

インバウンドを含む観光需要がコロナ禍前の水準に回復するまでの間、全国旅行支援等の国内観光需要喚起策を継続して実施するとともに、追加の予算措置も含めて必要な財源の早期確保・配分を行い、地域の実情に応じた弾力的な運用を認めること。

全国旅行支援の実施に当たっては、これまで様々な混乱が生じてきたことから、今後、新たな需要喚起策を実施する場合には、国において統一的なシステム構築をすることや、各都道府県に十分な準備期間を設けるなど地方とよく協議をしながら進めること。

また、世界の観光市場において日本が選ばれるよう、観光産業の高付加価値 化を推進するとともに、地域の魅力を海外へ発信するプロモーション活動及び 都市部と地方部との相互送客に関する取組を積極的に実施すること。

さらに、地方空港・海港における検疫体制等の整備と充実を迅速に行い、国際航空便や国際クルーズ船の早期の運航再開を推進すること。

(4) イベント等の開催制限の緩和

新型コロナウイルス感染症に関する性質や状況の変化を勘案し、新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針の中の「イベント等の開催制限」において規定されている制限の緩和を検討すること。

5. 次の感染症危機に備えるための対応について

(1) 初動対応と特措法に基づく措置の実効性の向上

感染の初期段階から、より迅速かつ効果的に対策を講ずるためには、国のリーダーシップの下、広域自治体である都道府県において一元的に地域の実情を踏まえた感染症対策を展開していくことが重要である。このため、国と都道府

県との役割分担や関係性について、考え方を整理した上で、国の司令塔機能を 強化しながら、都道府県に現場主義に基づく権限や財源を与え、迅速かつ幅広 な対応が可能となる仕組みを構築すること。

政府対策本部長が行う都道府県知事等への指示を政府対策本部設置時から行い得るようにすることの検討に当たっては、必要な場面で当該権限が的確に行使されるよう、具体的な適用場面や要件などを設定・明示すべきであり、地方と十分協議の上、制度設計を行い、その意見を反映すること。

なお、都道府県対策本部が行う関係市町村長等への指示についても、都道府県 対策本部設置時から行えるようにすること。

また、まん延防止等重点措置や緊急事態措置、法令・諸制度の検討に当たっては、これまでの対策の効果を検証、分析した上で、専門家の知見や関係団体、地方自治体の意見等も踏まえながら、ウイルス等の特性や感染状況等に応じた全般的な対応方針やまん延防止等重点措置等の適用基準を速やかに明確化するとともに、エビデンスに基づき、各都道府県知事が地域の実情を踏まえて、具体的かつ多様な対策を効果的・効率的に選択できるようにすること。なお、法に基づく要請については、国がエビデンスを踏まえ国民に説明するとともに、都道府県に対しても十分に説明すること。

さらに、実効性の高い措置が可能となるよう、法制度を強化するとともに、 重点措置を適用しないことや財政力の不足によって必要な対策が講じられない ということのないよう、国の方針に基づき都道府県が実施する感染拡大防止対 策に要する経費について、必要かつ十分な財政措置を講じること。

(2) 司令塔機能における地方の意見の反映

新型コロナウイルス感染症では、地域によって感染状況が異なり、それぞれの地方の実情に応じた感染症対策を講じることの重要性が認識された。

このため、感染症対策の司令塔機能を担う内閣感染症危機管理統括庁、厚生 労働省感染症対策部の設置や、科学的知見の基盤・拠点となる日本版 CDC の創 設に当たっては、諸外国のデータ等を分析し、科学的な知見に基づいた的確な 指示ができる体制を構築するほか、地域ごとの感染状況や医療体制等を踏まえ た企画、調整、分析、検証等がなされるよう、地方の情報や意見を速やかに反 映できる仕組みを導入するとともに、トップ同士や実務者レベルでの情報共有 など、国と地方が効果的・効率的に連携できる具体的な方策を早急に検討し、 実現すること。加えて、平時から国の組織と現場の緊密な連携・協力・情報交 換を行うようにすること。

また、ワクチン接種などの感染症対策と、その誘導につながる経済振興対策

等との連携など、幅広い視点で省庁が連携し総合的な対策が講じられるよう機能強化を図るとともに、感染症に係る研究や医療が幅広く行えるよう人材育成に国として取り組むこと。

(3) 感染状況に即応した情報・対策の発信

感染拡大を防止するためには、ウイルス等の特性を踏まえた早期の対応が重要であることから、日本版 CDC を含め、専門家組織においては、感染の状況に応じて、科学的知見に基づく分析、検証を即時に実施し、第三者的な立場から感染抑制に有用な客観的で定量的な情報や、エビデンスに基づき優先順位を明確にした対策についてリアルタイムに地方へ情報提供を行うとともに発信すること。情報発信に当たっては、専門家と政府の一元的な体制を構築し、国民の混乱を招かないよう方針を明確に伝えること。

また、地方の専門家組織等と連携を図るとともに、人材面や財政面での支援を積極的に行うこと。

(4) 検査体制の強化

都道府県、保健所設置市・特別区が試験検査・調査研究等をするために必要な地方衛生研究所等の体制整備を行うに当たっては、感染症がどの地域で発生しても高い水準で公衆衛生上の対応を図ることができるよう、民間検査機関も含めた今後の検査体制に関する方針を明確に示し、変異株の検査等を含めたサーベイランス体制の充実強化に向け、国として必要な人的・物的・技術的支援を行うこと。

感染初期の段階から検査を円滑に実施し、ウイルス等の特性に応じた対策を 講じることが重要であることから、ウイルス等を検出できる検査手法を即時に 確立し、地方衛生研究所等で広く実施できる体制を整備するとともに、地方の 判断で、検査の対象範囲なども含め柔軟に実施できるよう財政支援を含む必要 な支援を行うこと。

また、感染拡大期にも、必要な検査が確実に実施できるよう、検査に要する 資器材の需給を的確に把握しながら、診療及び各種検査に必要となる検査試薬 や検査キット等の安定的な供給を図ること。

なお、新型コロナウイルス感染症におけるゲノム解析が地方衛生研究所で行えるようになったことから、他の感染症においても検体・病原菌を国立感染症研究所へ送付することなく、地方衛生研究所においても実施できるようにすること。

(5) 医療提供体制確保のための財政措置等

医療機関等と協定を締結する仕組みが法定化され、これに伴って都道府県に おける事務の増大が見込まれることから、次の感染症の発生・まん延への備え を円滑に進めるため、今後想定される作業について具体的な工程やスケジュー ルを早急に示すこと。

感染患者受入れ医療機関や診療・検査医療機関、宿泊療養施設、入院待機施設、後方支援医療機関、薬局など、感染拡大時における医療提供体制を確実に確保するためには、空床補償や減収補償、感染症の拡大期にも確実に医療を提供するための医療機関における環境整備や人材配置への支援、診療報酬の加算措置など、医療機関等の安定経営に向けた財政支援が必要であることから、体制整備に当たっては、国の責任において十分な財政支援を行うこと。また実効性を担保するための措置について、医療関係者や自治体と丁寧に調整し、具体的な検討を進めること。

なお、都道府県の費用負担については、感染が大規模になった場合でも、財政状況によって感染症対策に支障が生じることがないよう、国庫補助の更なる 嵩上げや交付金等の予算措置、十分な交付税の措置など、地方負担の極小化を 図ること。

また、医療資源を有効活用し、症状やリスク等に応じた適切な医療を確実に提供するための医療提供体制の在り方について、国としての明確な方針を示すとともに、新興感染症の流行時において、一般医療を圧迫することなく感染症患者の受入病床を確保するため、新型コロナウイルス感染症対応を踏まえた基準病床数及び必要病床数の加算を可能とすることや、新型コロナウイルス感染症の確保病床は二次医療圏単位では完結しないことから、圏域を超えた高度で専門的な医療を提供する医療機関の病床整備を可能とするため、算定した病床数の範囲内で都道府県知事の裁量により、一定数を特定の二次医療圏に配分可能な枠とできるようにするなど、感染症対応を想定した弾力的な病床制度とすること。

なお、国立病院機構、地域医療機能推進機構など、国所管の公的病院においては、感染患者を積極的に受け入れること。

(6) 医療人材等の確保

感染拡大時に病床等を確保するためには、病床を稼働させる医師や看護師等の医療人材の確保が重要であるため、地域医療に影響を及ぼすことのないよう現場に配慮した上で、国として、医療人材を確保し、感染拡大時に臨時の医療施設等に派遣するなど広域的な対応を図ること。

なお、DMAT の派遣・活動は有効であるが、基本的には災害対応の派遣医療チームであることから、感染症に対応できる医師・看護師など専門人材の確保・育成を推進するなど、チームを拡充すること。また、公衆衛生医師の計画的な育成を進めること。

さらに、新型コロナウイルス感染症において高齢者施設等でクラスターが多発したことを踏まえ、これらの施設に従事する職員の感染対応力の向上を図るとともに、感染症対策の責任者を設置した場合に報酬の加算を行うなど、インセンティブ制度を創設し、対応を促進することを検討すること。

また、感染拡大により医療現場が困難な状況に直面する中、多くの潜在看護師等が感染症医療に携わり、経験や知見を獲得した。こうした人材について、今後、医療現場をはじめとする様々な場で活用できるよう、国において仕組みを構築すること。

(7) 都道府県と保健所設置市・区との連携強化

生活圏域・社会経済圏域での一体的な感染症対策を展開するため、都道府県 と保健所設置市・特別区の連携強化は不可欠であり、平時からの協議会設置や 有事の指示権等の創設は重要であることから、これらが地域の実情に応じて実 効性ある形で運用されるよう、また、有事において機動的な意思決定が可能と なるよう、制度設計に当たっては、地方と十分協議し、その意見を反映するこ と。

(8) 医療DXの推進

今般の感染症対策により進んだ医療におけるデジタル化の流れを更に加速化させるため、HER-SYS 等のシステムとの連動も視野に、医療機関における電子カルテシステムの導入や5G技術を活用した遠隔医療などの新たな手法の早期実装に向け、デジタル関連予算について、要件緩和や交付対象の拡大・弾力化を図りつつ、十分な額を確保するとともに、電子カルテ情報の標準化を進めること。また、医療 DX の推進に当たっては、医療情報への不正アクセス防止のため、ハード面におけるセキュリティ対策に加え、日本医師会発行の万全のセキュリティ対策が施された医師資格証を活用して、適切に有資格者の認証を行うことができる仕組みを関係者と連携の上構築すること。

令和4年12月23日

全国知事会新型コロナウイルス緊急対策本部

平井 伸治 本部長 鳥取県知事 本部長代行・副本部長福島県知事 内堀 雅雄 西脇 隆俊 副本部長 京都府知事 黒岩 祐治 副本部長 神奈川県知事 ワクチンチームリーダー 高知県知事 濵田 省司 福井県知事 幹事長 杉本 達治